

(第一類 第二十六回国会)

建 設 委 員 会 議 錄 第 四 号

(一四三)

出席委員		昭和三十二年二月二十七日(水曜日)
午後四時二十二分開議		
出席委員		同月二十六日
委員長		薩摩 雄次君
理事内海 安吉君 理事大島 秀一君		日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
理事荻野 豊平君 理事二階堂 淳君		国土開発総貫自動車道建設法案(第二十二回国会衆法第二六号、第二十
理事前田榮之助君		回国会參議院送付)
逢澤 寛君		同月十五日
大高 康君 久野 忠治君		崎津地区護岸復旧に関する請願(足
中島 茂喜君 堀川 恒平君		鹿児島県紹介)(第九五二号)
山口 好一君 足鹿 豊明君		都市施設整備街路事業大童温泉線事
井谷 正吉君 小川 豊明君		業認可に関する請願(松浦東介君紹
中島 岩君 山下 榎二君		介)(第九五三号)
渡邊 惣藏君		五十里ダム追加補償に関する請願
出席國務大臣		(山口好一君紹介)(第九五六号)
建設大臣		土地区画整理事業に対する国庫補助
出席政府委員		に関する請願(徳田與吉郎君紹介)
建設事務官		(第九六七号)
(計画局長) 町田 総君		河辺川砂防工事促進に関する請願
建設技官		(井谷正吉君紹介)(第一〇三〇号)
(道路局長) 富樺 凱一君		建設産業の擁護に関する請願(前田
建設事務官(住宅局長事務取扱) 鬼丸 勝之君		榮之助君紹介)(第一〇八〇号)
委員外の出席者		同月十六日
専門 山口 乾治君		災害に関する事業費増額に関する陳
同月二十七日		情書(東京都議会議長中西敏二外九
委員中村寅太君辞任につき、その補		名)(第二四六号)
欠として久野忠治君が議長の指名で		四国地方建設局設置に関する陳情書
委員に選任された。		(香川県議会議長久保雅彦)(第二
同日		八二号)
委員中村寅太君辞任につき、その補		九州横断道路建設促進に関する陳情
欠として久野忠治君が議長の指名で		書(熊本県知事桜井三郎)(第二八四
委員に選任された。		号)
同月二十一日		河辺川下流及び博多駅前地域における不良建築物移転に関する陳情書
九月		(福岡県議会議長小林喜利)(第三
豊富村の公営住宅建設費国庫補助に		五〇号)
関する請願(芳賀貢君紹介)(第一〇		御笠川下流及び博多駅前地域における不良建築物移転に関する陳情書
九六号)		(第四二九号)
百合居橋を永久橋に架替えの請願		淀川水系天ヶ瀬ダム建設促進に関する陳情書(奈良県議会議長吉川久一)
(食石忠雄君紹介)(第一一五二号)		(第四四二号)
同月二十三日		公営住宅建設に関する陳情書(大津市東浦一滋賀県建築士会長井上秋太郎)(第四四四号)
二級国道甲府熊谷線舗装工事施行に		同月二十五日
三一八号)		御笠川下流及び博多駅前地域における不良建築物移転に関する陳情書
同月二十一日		(第四四三号)
九月		公営住宅建設に関する陳情書(大津市東浦一滋賀県建築士会長井上秋太郎)(第四四四号)
横断道路建設促進に関する陳情		同月二十二日
書(熊本県知事桜井三郎)(第二八四		災害復興事業早期完成に関する陳情
号)		書(姫路市長石見元秀外三十一名)
九月		(第四三〇号)
横断道路建設促進に関する陳情		海岸護岸災害復旧工事促進に関する陳情
書(輪島市長永井元雄外二十		書(輪島市長永井元雄外二十
台風常襲地帯に対する災害特別法制		名)(第四三一号)
定の陳情書(東京都千代田区九段一		海岸護岸災害復旧工事促進に関する陳情
三四全国市長会長原口忠次郎)(第		書(輪島市長永井元雄外二十
三一八号)		名)(第四三二号)
同月二十二日		雪害地域道路予算確保に関する陳情
○薩摩委員長 それではこれより会議		書(山形県議会議長加藤富之助)(第
この際、建設大臣よりあいさつのた		四三六号)
め発言を求められております。これを		許します。南條建設大臣。
○南條建設大臣 このたび石橋内閣が		絞りましたとして、新たに岸内閣が

案を一括して討論に付します。討論の通告がありますのでこれを許します。

○前田榮之助君 前田榮之助君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提出された本案の修正案並びに修正部分を除いた原案について賛成の意を表するものであります。

申すまでもなく、この法案は過ぐる二十二国会において、本院四百六十余名のうち四百三十名の提案にかかる議員提出法案でありますて、二十二国会においても慎重なる審議が続けられ、立法府としての体面を汚すことなく、この法案は付帯条件を付しまして、本院を全会一致で通過いたしたものであります。今回修正案が提出されたる部分については、提案者の説明の通りでありますけれども、参議院から修正されて回付されたるこの案を種々検討いたしまして、参議院の意思をも尊重すべきであるという建前に立って、参議院の修正については全面的なる賛意をいたしましたのであります。ただ提案者の説明の通り、三十二年度の予算執行に遅滞を生じる等の問題がありますならば、提案者の意図に反することだと考えまして、それらの最小限度の修正をもつて、衆議院全休の意思に沿い、あわせて参議院の諸君の意向をも尊重されたる案だと考えるのであります。そういう観点から種々検討を加えた結果、修正案並びに修正の部分を除いた原案に賛成するものであります。

ただ提案者の説明の中の最後の部分で、第五条等についての意見が提案者ました。が、日本社会党といたしましては、行政部において誠意があるとい

たしますならば、決してこの法律の遂行に行政的にも支障ないものと考えておるわけであります。従つて他のこれに関連する高速自動車国道法案が近く提案されましても、これはただ足らざることを補い、そして日本の交通網を完備せしめるために、われわれは審議に当りたいと考えておるわけでございまして、日本社会党いたしましては、原案並びに修正案について全面的に賛成をするものであります。

○薩摩委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより採決いたします。まず二階堂進君外六名提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○薩摩委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○薩摩委員長 起立総員。よつて国十開発総質自動車道建設法案は修正案のごとく、修正すべきものと決しました。

なおお詫びいたします。ただいま議決いたしました法案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○薩摩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際二階堂進君より発言を求められております。これを許します。二階堂進君。

○二階堂委員 ただいま国土開発総院、参議院において議論を尽された法案であります。この間、建設委員会におきましても慎重に本法案を審議いたしましたのであります。二十二国会以来長きにわたって衆議院、参議院において議論を尽された法案であります。この間、建设委員会において意見をお聞きいたしたのであります。が、私はこの際簡単に一言付言さしていただきたいと思います。本法案は、おきましても慎重に本法案を審議いたすべきであると考えまして、委員諸君も御承知の通り、参考人を数多く呼びまして意見をお聞きいたしたのであります。しかし、この久しきにわたる審議中に、特に私と同僚の瀬戸山三男君、久野忠治君、この私どもに対しましていろいろな忠告と批判を受けたことも再三あつたのであります。従いまして私はこのことについて、本法案の成立を見ました今日一言申し上げておきたいと思います。たゞ今日一言申し上げておきたいと思うのであります。私どもは本法案が衆議院のほとんど全部の署名をもつて超党派的に提案された法案でありましたので、この法案の内容を十分検討いたしまして、そうして内容も世間に批判を受けることのない、しかも仕事をする場合に十分役立つような内容を持つた法律にいたさなければならぬと考えまして、慎重に法案の内容を検討いたしたのであります。その間、最初の原案には法律的に見て内容的に不備の点もありましたのでこれを是正するよう努めて参ったのであります。私どもは遺憾に考えておったのであります。私どもは国会における衆議院のほとんど全部の方が署名をして出されました。私どもは国会における衆議院のほとんど全部の方があはるほど国会の権威を

持のためにも十分慎重審議して不備のない法律案として通過いたすべきであるという信念のもとに慎重にこの法律案を取り扱ってきたつもりであります。そのようなことが誤解を招きまして、いろいろ批判を受けたことはまさに残念に考えておつたのであります。が、その間さらにまた怪文書をもしまして、ある外郭団体が印刷に付しまして私ども三人の名前を載せまして、ある団体等と手を握って一部の利害のためにこの法案の通過を阻止しておるがごとき怪文書まで配付された事実もあります。私どもはこのことにつきましては徹底的に究明をいたしました。つきましては徹底的に究明をいたしましたとして、さような事実が断じてなかつたというふうなことを明確いたすつもりであります。一回は委員会に参考人を招致いたしましてお聞きをいたしたのであります。しかし、その真相を徹底的に究明せざして本案の通過を見るに至つたのでありますので、この際私どもはさとうなことが断じてなかつたということを申し上げておかなければならぬのであります。私どもが繰り返して申し上げますごとく、真にこの法案は国権のためにも委員会の権威のためにも慎重に取り扱うべきが至当である、それがわれわれに与えられた責任でござるということを痛感いたしましたがために、今日まで慎重に取り扱う態度を堅持して参つたのであります。一概の利害のためにあるいは故意にこれら

○薩摩委員長 引き続きこれより去る
二月二十一日付託になりました内閣提出
出日本住宅公団法の一部を改正する法律
案を議題といたし、審査に入ります。
す。まず本案の趣旨について政府の説明
を求めます。南條建設大臣。

日本住宅公団法の一部を改正する
法律案

日本住宅公団法の一部を改正する
法律

日本住宅公団法（昭和三十年法律
第五十三号）の一部を次のように改
正する。

第一条中「造成するための土地区
画整理事業を施行する」を「造成する
ために土地区画整理事業等を行う」
に改める。

第三十一条第二号中「宅地」を「住
宅の用に供する宅地」に改め、同条
第六号中「前五号」を「前七号」に改
め、同号を同条第八号とし、同号の
前に次の一号を加える。

七 水面埋立事業を施行するこ
と。

第三十一条第五号を同条第六号と
し、同条第四号中「前三号」を「前一
号」に改め、同号を同条第五号とし、
同条第三号を同条第四号とし、同条
第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の宅地の造成とあわせ
て、学校、病院、商店、工場等
の用に供する宅地の造成を行
ることが適当である場合におい
て、それらの用に供する宅地の

造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第四十八条の見出しを「(利益及び損失の処理並びに納付金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

第四十八条第二項中「経営上」を「損益計算において」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条に次の二項を加える。

2 公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他の国際約束に基き技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

法律第百十三号の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第六項中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業及び水面埋立事業」に改める。

○南條國務大臣 ただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本住宅公団は、住宅に困窮する労者のために集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための土地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものではあります。御承知の通りであります。しかるに公

国造成する宅地は、ますます大規模な団地的形態をとつて参つております。

工場等各種の施設の用に供する宅地を造成することが必要となつて参つております。

には単に住宅用の宅地を造成するばかりでなく、進んで学校、病院、商店、

団に認められておりました土地区画整

理事業の手法のほか水面埋立事業の手

法によることがきわめて適切である場

合も存するのであります。以上の理由

によりまして公団の行う業務の範囲を拡張して、住宅用宅地の造成とあわせ

て学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地を造成すること、及びこれらのことを行わせたいと考えることを同公団に行わせたいと考えることをあります。

（参考）午後四時四十九分散会

二十五回国会參議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕